

喫煙等の禁止行為の解除承認に関する要綱

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年条例第21号。以下「条例」という。）第23条第1項のただし書きの規定による解除承認の判断基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 指定場所とは、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例施行規則（昭和53年規則第22号。以下「規則」という。）第2条により指定した場所とする。
- (2) 禁止行為とは、指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込む行為とする。
- (3) 審査基準とは、禁止行為の解除承認の申請に係る基準とする。
- (4) 気体燃料とは、液化石油ガス、液化天然ガス、水素など常温常圧下のもとで気体状態の燃料をいう。
- (5) 液体燃料とは、ガソリン、灯油、軽油など常温常圧下のもとで液体状態の燃料をいう。
- (6) 固体燃料とは、石炭、木炭、薪など常温常圧下のもとで固体状態の燃料をいう。
- (7) 瞬間的な火炎とは、裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間が概ね5秒未満であるものをいう。

(指定場所の範囲)

第3条 指定場所の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 規則第2条第1号ア、イ及びウに規定する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（原則、舞台又は客席を有するものに限る。以下「劇場等」という。）の舞台とは、舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室又は小道具室部分とする。
- (2) 規則第2条第1号ア、イ及びウに規定する劇場等の客席とは、椅子席、ます席、立見席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。
- (3) 規則第2条第1号エに規定するキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「キャバレー等」という。）の舞台とは、第1号の部分とする（興行を行わない客のカラオケ程度に使用するものを除く。）。
- (4) 規則第2条第1号オに規定する百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場とは、物品を陳列し、販売する全ての部分及び当該部分間の通路部分とする。
- (5) 規則第2条第1号オに規定する百貨店等の展示部分とは、物産展、展覧会等を行う催事場とする。
- (6) 規則第2条第1号カに規定する文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により重要文化

財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物（以下「重要文化財等」という。）の内部とは、次の部分とする。

ア 建造物の壁体、内装又は居室の一部が重要文化財等として指定されている場合は、指定された当該部分

イ 個人の住居又は銀行、美術館、研修所及び神社の事務所若しくは事務の用に供する部分がある場合は、当該部分を除いた部分

- (7) 規則第2条第1号カに規定する重要文化財等の周囲とは、重要文化財等の建造物の存する敷地一円の範囲とする。ただし、禁止行為の状況及び個々の重要文化財等の建造物の形態により、火災予防上支障がないと認められる範囲はこの限りでない。
- (8) 規則第2条第2号アに規定する場所とは、第1号及び第2号以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路等の公衆が利用する部分とする。
- (9) 規則第2条第2号イに規定するキャバレー等の公衆の出入りする場所とは、客席、通路、階段、ホール等の部分とする。

（指定場所の本来用途以外の使用）

第4条 指定場所を本来用途以外に使用する場合は、次のとおりとする。

(1) 指定場所を本来用途以外の指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制する。

（例）本来用途（百貨店等）→使用形態（コンサート）→規制する用途（劇場）

(2) 指定場所を指定場所以外の用途に使用する場合は、規制を適用しない。

（例）本来用途（劇場等）→使用形態（倉庫）→規制を適用しない。

2 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制する。

（例）本来用途（倉庫）→使用形態（コンサート）→規制する用途（劇場）

（禁止行為の取扱い）

第5条 禁止行為の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 喫煙とは、マッチ、ライター等で点火し、たばこを吸う行為とする。ただし、条例第23条第4項及び同条第5項の規定に基づき設置する喫煙所での喫煙行為は、禁止行為に該当しないものとして取り扱うものとする。

(2) 裸火使用とは、通常、炎若しくは火花を発するもの又は赤熱した発熱部が目視される状態、若しくは発熱部を外部に露出し、可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのある状態で使用する行為とする。ただし、火気を使用する設備又は器具のうち、屋外から取り入れられた空気により燃焼し、屋外に燃焼廃ガス等を直接排出するもの及びトースター、ヘアドヤイヤ、電気オーブン等の発熱部が焼室、風道又は庫内に面しているものにあつては、裸火に該当しないものとして取り扱うものとする。

(3) 火災予防上危険な物品の持ち込みとは、規則第2条の2各号に掲げる危険物品を持ち込む全

ての行為とする。次に掲げるものは、危険物品持込み行為に該当しないものとして取り扱うものとする。

ア 通常携帯するライター・マッチ等を持ち込む行為

イ 調理のためフライパン・鉄板に使用する少量の動植物油等を持ち込む行為

ウ キャバレー等で使用するキャンドルや食品加熱用の固形燃料を持ち込む行為（従業員等の監視のもとに使用される必要最小限のものに限る。）

（重要文化財等における禁止行為の除外場所）

第6条 禁止行為の除外場所として取り扱う範囲は、次のとおりとする。

- (1) 祭り等の年中行事又は伝統芸能等の伝統的行事において提灯、かがり火等を使用する場所
- (2) 宗教的行事において灯明、線香等を使用する場所
- (3) 茶室等において、湯を沸かす等の火を使用する場所
- (4) 茅葺き屋根等において、燻蒸のために火を使用する場所

（標識掲示の除外場所）

第7条 標識掲示の除外場所は、次のとおりとする。

- (1) キャバレー等で、公衆の出入りする場所の床面積の合計が100平方メートル未満のもの
- (2) 重要文化財等で、一般に公開していないもの
- (3) 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途に使用するもの

（禁止行為の解除承認の基本的事項）

第8条 消防局長又は消防署長（以下「消防局長等」という。）は、禁止行為の解除承認に当たっては、禁止行為が社会通念上必要があると認められ、かつ、火災予防上支障がないと認められる場合は、必要最小限について解除承認するものとする。

（審査要領）

第9条 審査要領は、次のとおりとする。

- (1) 消防局長等は、喫煙等の禁止行為の解除承認申請を受けたときは、申請内容が第10条に規定する審査基準に適合しているか審査するとともに、必要に応じて現地調査すること。
- (2) 申請場所が消防法令又は他の防火に関する法令に適合していること。
- (3) 解除承認することにより、消防法令又は他の防火に関する法令に違反を生じないこと。
- (4) 申請に係る行為、機器等の位置、構造等が関係法令に定める保安基準に適合していること。
- (5) 裸火使用が危険物品持込みを伴う場合は、「裸火使用」・「危険物品持込み」の両方の審査基準を適用すること。

（解除承認に係る可否及び審査基準）

第10条 指定場所における禁止行為の解除承認に係る可否及び審査基準については、別表第1から

別表第5までに基づくものとする。

- 2 消防局長等は、審査基準によらない喫煙等の禁止行為の解除承認申請を受けた場合で、解除承認しても火災予防上支障がないと認められる場合は、解除承認することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。